

## 「広範化するヤミ金融の定義に関する研究」

東京情報大学 総合情報学部  
堂下 浩（教授）  
東京情報大学 総合情報学部  
鈴木 一生（学部4年）

今日、明らかに金銭貸借の媒介を無登録で行なっている業者が堂々と営業している実態が散見される。因みに、検索エンジンで「事業者ローン」、「住宅ローン」、「成功報酬」等のキーワードで検索すると、明らかに金銭貸借の媒介を営む違法な業者のホームページにアクセスできる。

こうした違法な金銭貸借の媒介業者が増加した背景として2つの要因が考えられる。先ず、2010年6月に施行された貸金業法の影響により、リスクが相対的に高い資金需要者側に融資する金融業者が大幅に撤退した点が挙げられる。その結果、特定の階層に属する資金需要者は、正規の消費者金融会社による審査が通りにくくなり、比較的リスクの高い資金需要者は自らのリスク水準に適合した金融商品にアクセスできる機会を大きく失うこととなった。併せて、資金需要者のリスク水準に適合した金融業者を仲介/斡旋する正規の媒介業者も貸金業の法改正により参入要件が大きく制限されたことで大幅に撤退した。このため、借金難民に陥ったリスクが相対的に高い資金需要者にそのリスク水準に適合した金融業者を仲介/斡旋する違法な媒介業者が増加する傾向が高まってきた。実際、国会でも無登録の経営コンサルタントが横行する実態と、違法な金銭の媒介業に関する質疑も散見されるようになった。

従来、貸金業法違反で摘発された事件の大半は融資に関する分野であり、違法な貸金業の媒介違反で逮捕される事件は政治家による政府系金融機関への口利きに関する事件にとどまつた。つまり、金融庁は媒介行為の違法性を判別する基準の明確化をなおざりにしてきた結果、今日、金銭の貸借媒介分野におけるヤミ金融が跋扈しているものの、警察による摘発が追い付いていない状況を招いた。

このような状況下において、2024年9月に警視庁は独立行政法人福祉医療機構による新型コロナ関連融資を違法に仲介したとして、同機構の元理事と医療コンサル会社の社長を貸金業法（媒介行為）の違反で逮捕した。この事件では仲介料や成功報酬などとして最大で融資額の約5割の手数料が金銭媒介業者に渡っていた。

そこで、本報告では、新たなヤミ金融として社会で横行する違法な媒介行為について整理するとともに、福祉医療機構を舞台にして中小企業（医療法人）を狙った違法な融資媒介の事例を解説する。

## 「不動産市場における家賃保証の審査傾向に関する研究」

東京情報大学大学院 総合情報学研究科

原 敦也（博士前期課程 1 年）

東京情報大学 総合情報学部

堂下 浩（教授）

東京情報大学 総合情報学部

鈴木 磨和（学部 4 年）

2026 年 1 月に東京都杉並区にあるアパートの立ち退きを巡り、強制執行に訪れた家賃保証会社の社員と東京地方裁判所の執行官が 1 年間に渡り家賃滞納していた住人に刺される事件が発生した。賃貸人である大家が家賃滞納を起こした入居者である賃借人とのトラブルに巻き込まれる事件は以前より発生していた。しかし今日、不動産物件の賃借において連帯保証人となることへの抵抗感が高まるだけでなく、2020 年の民法改正により連帯保証締結の手続き要件が厳格化されたことで、賃借人が家賃を滞納した際に、賃借人に代わって家賃を立て替える機関保証（家賃保証会社による保証）の市場規模が拡大するようになった。

こうした状況を背景に、家賃の機関保証を務める大手の家賃保証会社は事前に賃借人による家賃滞納を防ぐために、スコアリングモデルを利用することで保証引受の審査を行っている。家賃保証分野に参入するクレジットカード会社等の大手を中心とする家賃保証会社は信用情報機関のデータを活用しながら、消費者金融の融資で培った審査モデルを消費者向けの入居物件の審査に援用することで、個人の賃借人に対する家賃保証の審査業務を行っている。一方で、家賃保証業界を見渡すと、事務所や飲食店などが入居する際の事業者向けの入居物件を審査するスコアリングモデルの開発は発展途上にある。ただし、事業者向けの家賃保証分野は引き続き市場規模の拡大が期待できるため、一部の先行企業は審査精度の高いスコアリングモデルの確立を進め、家賃滞納のリスク低減に成果を挙げている。

そこで、本報告では、家賃保証会社から提供を受けた 2019 年度と 2024 年度のデータに基づき、事業者向け家賃保証市場の構造を審査傾向から分析する。併せて、2019 年度と 2024 年度のデータを比較することで両期間における審査モデルの差異を比較するとともに、不動産市場における 2020 年度から 2021 年度に発生したコロナ禍の影響についても分析する。これら分析を通して、直近における不動産市場における家賃保証の審査傾向に関して考察する。さらに、日本における事業者分野における不動産市場の課題についても提起する。

# プロスポーツリーグにおける金融教育の課題

## 一日米比較を通じた研究成果の経過報告一

伊藤 幸郎

東京経営短期大学・非常勤講師

### 要 旨

プロアスリートは引退後において、特有の経済的課題に直面することが数多く報告されている。一般的な労働者の所得サイクルとは異なり、比較的短いキャリアで高収入を得るもの、引退後の金銭管理に苦慮するケースが散見される。具体的には、プロアスリートの所得曲線は、20代から30代前半という極めて若年期に急峻なピークを迎える、現役引退とともに減少する傾向にある。このように、非平準化されたプロアスリートの所得構造は、家計管理における現在志向的な支出を誘発しやすく、現役期間中よりも低い引退後の収入期間に向けた合理的な資産蓄積を困難にする要因となっている。

そこで、筆者は、所得が平準化しやすい一般的な労働者と異なる、日本のプロアスリート向けの金融教育の課題を明らかにすることを目的として以下の研究を行った。筆者は、日本と米国のプロスポーツリーグ（日本：日本プロ野球（NPB）、日本プロサッカーリーグ（J.LEAGUE）。米国：メジャーリーグベースボール（MLB）、ナショナル・バスケットボール・アソシエーション（NBA）、ナショナル・フットボール・リーグ（NFL）。）における「制度的支援（リーグ運営による引退後の保障）」と「教育的介入（リーグ主体による金融教育）」といった2軸での比較分析を行い、その構造的な差異と背景要因を整理した。

本研究における分析の結果、米国のプロスポーツリーグは年金をはじめとした制度的なセーフティネットが充実しており、引退後の最低限の生活が担保されていることが明らかとなった。しかしながら、米国の金融教育は若手選手に向けて導入段階に限定される傾向があり、ハイサラリーであったトップアスリートであっても、現役中のライフスタイルの過度な維持や不適切な投資判断により破産に至る事例が看過できない。

これに対し、日本では、日本プロ野球（NPB）や日本プロサッカーリーグ（J.LEAGUE）に見られるように「再就職支援（セカンドキャリア支援）」において一定の成果を上げているものの、引退後の資産の維持や管理を目的とした制度的・教育的な枠組みはいずれも限定的である。つまり、日本のプロスポーツリーグでは、選手が引退した後の制度的なセーフティネットが構築されておらず、金融教育の介入も不十分である点から、引退後の経済的困窮を招く可能性が高いと考えられる。

以上の研究結果より、筆者は、制度的な保障が限定的な日本のプロアスリートに対して、リーグが主体的となって単発の研修に留まらない定期的・段階的な金融教育機会の提供を行うことの必要性を示唆した。

以上